

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年6月26日

鳥取県立厚生病院長 花木 啓一

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託

#### (2) 業務の目的

本件業務は、鳥取県立厚生病院の病棟が供用開始から38年を迎えたことを踏まえ、将来的な病院施設を視野に入れつつ、今後の医療提供体制や施設整備のあり方を関係者で議論するにあたり、議論に必要な人口構造や疾病構造の変化など基礎的な情報の収集・整理やその他議論の支援を得ることを目的として実施する。

#### (3) 業務の内容

厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）の別添1「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

- ① 基礎的なデータの整理・分析
- ② 地域の中核病院に求められる医療提供体制、施設機能のトレンド及び他の地域の先進事例の調査・分析、将来的見通しの提示
- ③ ①及び②の結果による論点整理、会議資料作成及び説明等の会議運営の補助

#### (4) 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

#### (5) 予算額

5,390千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告日から本件業務の受託者決定日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件公告日から本件業務の受託者決定日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の監査・コンサルティングに登録されている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年7月3日（水）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより5の（2）の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (5) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の施設に係る将来構想の策定又は病院の経営改善に係るコンサルティング業務を受注した実績を有する者であること。

### 3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、別添2「厚生病院将来構想支援コンサルティング業務委託審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、「厚生病院将来構想支援コンサルティング業務審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は5名で構成する。

### 4 選定方法

#### (1) 評価方法

提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答の内容により、審査要領に基づき各項目の点数を審査委員の合議により採点し、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定するとともに、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

#### (2) 審査結果の公表・通知

- ア 審査結果は、令和6年8月下旬に鳥取県立厚生病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)で公表するほか、全ての提案者に通知する。
- イ 公表または通知する審査結果は、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみを公表するほか、最優秀提案者と提案当事者のみを通知するものとする。

### 5 手続き等

#### (1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150 番地

鳥取県立厚生病院経営課

電話 0858-22-8181(内線 3431) ファクシミリ 0858-22-1350

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

公募型プロポーザル実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和6年6月26日(水)から同年7月25日(木)までの間にインターネットの鳥取県立厚生病院ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

令和6年6月26日(水)から同年7月25日(木)(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

- (1) に同じ

### 6 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

- (1) 本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル実施要領に示す参加申込書その他の必要書類を5の(1)の場所に、令和6年7月25日(木)午後5時までに郵送又は持参により提出しなければならない。
- (2) 本件公募型プロポーザル参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 7 企画提案書の作成及び提出

#### (1) 提出方法

本件公募型プロポーザル参加者は、公募型プロポーザル実施要領に示す提出書類一式を持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出場所

5の(1)に同じ。

(3) 提出期限

令和6年8月1日（木）午後5時までとし、送付による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出部数

6部

8 プレゼンテーションの実施

提出のあった企画提案書のプレゼンテーション及びその内容の質疑応答を令和6年8月20日（火）に実施する。なお、開催場所、時間及び方法については、別途通知する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がされた企画提案書は無効とする。

(2) 失格

審査会の委員に事前に働きかけ等を行った者及び1(5)の予算額を超える見積価格を提示した者は失格とする。

(3) 参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出することを明示すること。

ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断で、本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないもの

とする。

(6) その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。